

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№647
2025・1・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 東京高裁で違憲判決！―「結婚の自由をすべての人に」東京一次訴訟……………鈴木創大
人間らしく生きたい！ 岡山人間裁判における勝訴のご報告……………森岡佑貴
〈シリーズ：憲法と私③〉強「すぎる」参議院？……………秋田智行
法科大学院生部会「袴田事件」講演会企画のご報告
「第18回人権研究交流集会 in 東京」への参加・ご協力のお礼と
今後に向けた決意……………原 和良
【議長トーク】「一年に一度は」……………笹山尚人
2024年度第3回常任委員会（冬の全国ミーティング・東京）開催
新刊旧刊 樋口英明 著『原発と司法』一国の責任を認めない最高裁判決の罪……………宮腰直子



はしうど
京都・立岩（間人皇后・聖徳太子母像）

E-mail bengaku@seihokyo.jp

東京高裁で違憲判決!

「結婚の自由をすべての人に」東京一次訴訟

東京 鈴木 創大

1 はじめに

二〇二四年一月三〇日、東京高裁で、「結婚の自由をすべての人に」東京一次訴訟について、法律上の同性同士の婚姻を認めていない現行法令が、憲法二四条一項及び二四条二項に違反するとの判決が出された(以下「本判決」という)。

本訴訟については、全国五か所の裁判所で六件の訴訟が係属しており、本判決は、二〇二四年三月一日の札幌高裁判決に続く、高裁で二件目の「違憲判決」である。

2 本判決の概要

(1) 婚姻の目的・意義について

本判決は、まず、婚姻制度の目的・意義について、子の生殖の能力や意思があることは婚姻の要件とされず、「婚姻の目的について、子の生殖よりも、婚姻当事者間の永続的な人的結合を重視する見解が大勢を占めてきた」ことからすれば、「我が国の婚姻制度は、婚姻当事者間の人的結合関係自体に……法的保護を与えてきたものである」と指摘する。

そのうえで本判決は、「婚姻をすることで、自らの自由意思により人生の伴侶と定めた相手」と、配偶者としての法的身分関係の形成ができることは、「個人の人格的存在と結び付いた重要な法的

利益」であるとした。

(2) 憲法二四条の意義

本判決は、憲法二四条一項違反の検討に進む前段として、「憲法二四条の制定時には、……婚姻とは男女間の人的結合関係をいうものであることを当然の前提として議論がされたにとど」まるのであるから、「両性」、「夫婦」という文言が用いられていることを根拠に、憲法が「男女間の人的結合関係のみを法的な保護の対象とし、同性間の人的結合関係には同様の法的保護を与えないこと」を許容する趣旨であると解することはできないと指摘した。

(3) 性的指向による区別取り扱いの存在

本判決は、憲法二四条一項違反の検討に当たって、まず、現行法令のもとで、「性的指向が異性に向く者は、自らの自由意思により人生の伴侶と定めた相手との永続的な人的結合関係について、婚姻により配偶者としての法的身分関係の形成ができるのに対し、性的指向が同性に向く者は、これができないという区別」があることを指摘した。

(4) 上記区別の憲法適合性の判断枠組み

本判決は、婚姻及び家族に関する制度の構築に關しての国会の「裁量権を考慮しても、上記区別をすることに合理的な根拠が認められない場合には、上記区別は憲法二四条一項に違反し、その場合には、憲法二四条二項にも違反する」という判



断梓組みを立てた。

(5) 上記区別の合理的根拠の有無

ア 本判決は、「婚姻制度は、歴史的にみれば、男女が共に生活し、子をもうけて育てるといった自然な営みの存在を基礎として設けられたものである」「婚姻した夫婦による子の生殖と養育が社会の次世代の構成員の確保につながる重要な社会的機能を果たしてきた」と指摘する。

しかし、それに続けて本判決は、①子の生殖は

婚姻の不可欠の目的ではないこと、②同性間の人的結合関係に婚姻と同様の保護を与えても、男女間の婚姻に与えられてきた法的保護は何ら減ずるものではないこと、③同性同士の共同生活においても、一方のみと血縁関係のある子などを養育している例が実際に存在していることを指摘する。

そしてそれを踏まえれば、「婚姻制度の目的や社会的機能との関係において、上記区別をする」とに合理的根拠があるとはいえない」と判示した。

イ また本判決は、近年の同性婚に関する意識調査の結果などから、現在、同性婚に「否定的な考え方が国民一般に広く共有されている状況にある」とはいえないと指摘したうえで、「婚姻及び家族に関する事項は国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえて定めるべきであることを考慮しても」、上記「区別が生じている状態を現在も維持することに合理的根拠があるとはいえない」と判示した。

ウ さらに本判決は、上記区別を解消するための方法について、婚姻を同性間でも認める立法をするだけではなく、婚姻とは別の制度を新設する方法もあると指摘する。また、いずれの方法をとる場合でも「具体的な制度の構築は国会の合理的な立法裁量に委ねられている」と指摘する。

しかし、それに続けて本判決は、「上記区別を解消するためにとるべき立法措置として複数の選

択肢が存在することや、その立法措置に伴い構築されるべき具体的な制度の在り方は国会の合理的な立法裁量に委ねられることは、上記区別を解消する立法措置をとらないことの合理的根拠とならない」と判示した。

(6) 憲法適合性についての結論

本判決は、以上のような検討を経て、「現行の法令が……同性間の人的結合関係については、婚姻の届出に関する民法七三九条に相当する配偶者としての法的身分関係の形成に係る規定を設けていないことは……憲法一四一条一項、二四一条二項に違反する」と結論付けた。

3 本判決の評価

本判決は、現行法令の違憲性について正面から判断し、憲法一四一条一項及び二四一条二項に違反すると認めたものであり、歴史的であり高く評価できる。

特に、本判決が、上記区別を解消するための具体的な立法法について「複数の選択肢」があるとして、婚姻当事者の性別や子の生殖可能性の有無にかかわらず、配偶者の地位にあることにより当然に生ずるものとされている財産的権利について、男女間の婚姻とは異なる規律とすることは……憲法一四一条一項違反の問題が生じ得る」と、国会の立法裁量の限界を明確に指摘したことは、司

法府から立法府への強いメッセージといえる。

4 最後に

原稿執筆時点で、二件の高裁判決を含む七件も

の違憲判断が積み重なってきた。今後の全国の高裁及び最高裁判決においても、明確な違憲判断が下されること、そして何より、立法府において、直ちに婚姻の自由と平等を実現する立法が行われ

ることを強く期待する。今後も、婚姻の自由と平等の実現のため、尽力していきたい。

人間らしく生きたい！

岡山人間裁判における勝訴のご報告

岡山 森岡 佑貴

一 処分取消判決の言い渡し

二〇二四年一〇月二八日、岡山県内の生活保護利用者である原告らに対し、二〇二三年から三回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする保護変更決定処分(生活保護基準引下げ)の取消し等を求めた裁判において、原告らに対してなされた各処分は違法であるとして取り消す旨の判断がなされました。

前記訴訟は、全国二九都道府県で二〇〇〇人近くの原告が闘っているなかで一八番目の地方裁判

所における勝訴判決でした。

二 国が行った生活保護基準の引下げ及び国の言い分

今回の生活保護基準の引下げは、二〇二二年当時、野党であった自民党が生活保護費の一〇%削減を政権公約として掲げ、それ自体適法な人気芸人の母親の生活保護利用をあたかも不正であるかのようにキャンペーンを行い、政権に復帰した自

民党政権下で行われたものでした。国は前記引下げの根拠として、一般低所得者と

生活保護利用者の消費動向の違い(ゆがみ)を調整するという「ゆがみ調整」と、過去の物価下落を理由に調整する「デフレ調整」を挙げ、これらの基準改定には厚生労働大臣の裁量が認められることを前提に、その違法性の判断枠組みについて国側の主張を変遷させ、最終的には厚生労働大臣の判断が現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定するなど憲法および生活保護法の趣旨目的に反することが明らかな場合に限って裁量権の逸脱又は乱用があるものとして違法となると主張しました。

また、国は、ゆがみ調整についてはそのゆがみについて分析した生活保護基準部会によってまとめられた平成二五年（二〇三年）検証の各指数をそのまま用いるのではなく、独自に各指数について二分の一調整を行い、適用していましたが、国は当初、これについて何ら説明せず、この二分の一調整については裁判が進んでいく中で明らかとなりました。

三 岡山地裁判決の概要

前記のような国の主張に対し、岡山地裁判決は、判断枠組みについて老齢加算廃止最高裁判決を参照しながら判断枠組みを提示し、国が主張する判断枠組みについては行政庁が裁量的判断を行うに当たって適切な判断過程と手続を経るべきことについて何ら司法的統制が及ばないことになりかねないと厳しく否定しました。

ゆがみ調整については二分の一調整を行うことで減額改定となる部分のみならず、増額改定となる部分についても一律に二分の一調整をした点において、完全なゆがみ調整を行った場合と国が行った二分の一調整とを裁判所自ら表にまとめ、分析し、国の主張に対し、明らかな誤謬があるとして否定し、厚生労働大臣の判断過程に被保護者の生活への影響等の観点から見て逸脱・濫用があるとししました。

さらに、岡山地裁は、ゆがみ調整に加えて調整を行うことそのものの必要性等については一定の理解を示した上で、デフレ調整を行う判断の過程において、ゆがみ調整に加えてデフレ調整を行う場合の生活扶助基準が一般低所得者世帯における消費水準と均衡したものであるかどうかについて適切な検討及び検証が行われることが必要であり、これがなされていない点で、判断過程に過誤ないし欠落があり、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められると判断しました。

もともと、岡山地裁では、デフレ調整そのものの違法性については判断するまでもなく、取り消されるべきとしてデフレ調整そのものの違法性について判断しませんでした。また、国家賠償請求に関しては本件各処分が判決により取り消されることによっては回復できない精神的苦痛を被ったものと認めるには足りないとして棄却されました。

四 前記のような判断がなされたポイント

岡山地裁では、前記判決に先立ち、裁判所から国側に対し、ゆがみ調整の各指数や算出方法等について詳細な求釈明がなされ、国側に基準改定の際に用いた実際のデータを開示するよう求めるなどかなり積極的な訴訟指揮をしてきていました。これに対し、国は実際のデータを提出するこ

となく、仮定の数値などで算出方法を説明するにとどまるなど裁判所の求釈明に正しく回答することが出来ませんでした。

こうした国側の訴訟態度が先の判決に大きな影響を与えたことは言うまでもありません。

五 岡山地裁判決の評価

前記のような岡山地裁の判断は、次のような特徴があります。

まず、同種事件では、多くの勝訴判決においてデフレ調整の違法性を認めるというやり方が取られてきていましたが、岡山地裁判決はこのような全国的な勝訴判決の書き方に囚われることなく、二分の一調整を判断の中心に据え、二分の一調整についてこれを行わなかった場合と行った場合の計算過程を比較し、国の主張の不合理な点を明らかにし、その違法性を判断したところに最大の特徴があります。

次に、判断枠組みの面においても、国側の最新の主張を丁寧に反論し、否定をしている点で国から同様の主張がなされている他の地裁高裁の判断にも影響を与える可能性があります。

このように岡山地裁判決は、原告らの声に耳を傾け、真摯に主張と証拠を読み込み、違法性を認定し、その判断もまさにオリジナリティに富んだものであり、自分たちの頭でよく考えて判断した

点は素晴らしいと評価できます。

六 生活保護基準の引下げが違法であること

先の生活保護基準の引下げを巡っては多くの地方裁判所においてその違法性が認められ、処分取消を命じる判決が続出し、原告側勝訴判決が過半

数を上回るという異例の事態となっています。これらことから国側の行った引下げが誤っていたことは明らかですし、司法もこのことを許さないという態度を示していると思います。

全国の裁判の舞台は既に最高裁に移っています。岡山地裁の裁判官を始めとする多くの地方裁判所の裁判官の優れた判断を踏まえて、国の行っ

た引下げを違法と判断し、健康で文化的な最低限度の生活が守られることを願っています。

岡山の事件もその後、控訴され、舞台は高等裁判所に移っています。高等裁判所でも岡山地裁の判断は正しかったと認めてもらうべく活動していきます。

的な)支持・熱狂を盾に行われる「議会(第一院)による専制」を予防するための権力分立的発想を基礎に設計されたものと解されます。

第二院たる参議院は、衆議院と同じく、「全国民を代表する選挙された議員」で組織されており、それなりの強い権限が与えられています。法律案の再議決要件としての三分の二の多数をクリアすることは、実のところ、容易ではありません。もともと、自民党が両院で単独過半数を占めていた時代は、そのことはさほど意識されておらず、むしろ、参議院は、「衆議院のカーボンコピー」と揶揄されることがしばしばでした。しかし、五十五年体制の崩壊以後、両院の構成が異なることは、珍しくなくなり、「カーボンコピー」であると思われていた参議院が、実は強い権限を持っていたという事実が自覚されるようになりました。

両院の第一党が異なる状況は、「ねじれ」と表現され、そのような状態で実施される国政選挙にお

シリーズ
憲法と私 ②③



強「すぎる」参議院?

京都 秋田 知行

は

じめまして。京都法律事務所に所属する、七六期の秋田知行と申します。弁護士登録して、早一年が経ちました。まだまだ実力不足で、一人前どころか、半人前の弁護士にもなれておりません。二年目も、実務の荒波に揉まれながら、たゆまず研鑽に励みたいと思います。

さて、今回、本シリーズを担当するにあたり、バックナンバーを確認したところ、統治機構の分

野を取り上げたものが見当たりませんでした。そこで、今回は、統治機構の分野から、第四二条を取り上げます。

第

四二条は、ご存知のとおり、二院制を定めた条文です。多数決原理が必ずしも常に正しい議決を生むとは限らないことは歴史的事実です。二院制は、市民の(往々にして一過

いては、「ねじれ解消」が最大の争点であると喧伝されます。「ねじれ」は政治の停滞を招く「悪」であるかのように扱われ、現在の参議院は強「すぎ」とやり玉にあげられることすらあります。

し
かし、民主的基盤を有する強い参議院を組み込んでいく日本国憲法の統治機構の理念は、徹底した議論による合意の形成にあるのではないだろうか。民主主義の要諦は、熟議にあります。少数意見を尊重し、議論を重ね、合意点を模索して、最終的な決定に至る。そうしたプロセスこそ重要です。熟議には、時間と費用がかかります。その意味で、民主主義は、「面倒くさい」政治制度といえます。しかし、その「面倒くさい」こそが、それぞれ考え方の違う市民の納得を得て、よりよい決定に到達するために不可欠です。熟議による合意形成こそ、軍部の独走を許し、悲惨な戦争に突き進んでいった歴史の反省の上に制定された、日本国憲法の理念であるといえます。

二院制を採用する以上、両院の意思が一致しないということは、当然に想定されて然るべき状況です。五十五体制下において、両院間での調整・妥協による合意形成を怠ってきたツケを、参議院が強「すぎる」として、その責任を転嫁することは許されません。問題は、制度の運用にこそあります。運用に憲法を合わせるのではなく、憲

法に運用を合わせることを求められます。

衆
議院第一党（政権与党）は、解散総選挙による「世論の支持」（もちろん、現状、内閣の解散権に事実上制約がないということ自体にも問題があります）を盾に、一足飛びに議論を進めようとしています。そんな中で、政局に左右されず、三年ごとに定期的に民意をチェックする参議院は、我々に再考の機会を与えてくれます。SNSを駆使したネット選挙運動が浸透しつつあることもあり、有権者の投票行動が、選挙の度に大きく揺れ動くことも珍しくない今日この頃です。そのような状況だからこそ、「再考」の府としての参議院の独自の役割、価値に光が当てられるべきです。

二〇二五年は、参議院選が行われます。衆議院にはない、参議院の独自の価値を再確認し、確かな一票を投じましょう。



青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ
定価2,500円（税込）

法科大学院生部会

「袴田事件」講演会企画のご報告

法科大学院生部会

一 講演会の概要

法科大学院生部会は、一月二三日、講演会「弁護団メンバーが語る『袴田事件』」を再審無罪判決までの道のり」を開催しました。袴田事件弁護団でご活躍される戸館圭之先生をお招きし、歴史的な無罪判決を勝ち取るまでの過程を伺いました。

講演会には会場とオンライン合わせて約四〇名の方にご参加いただき、その大半が大学生・ロースクール生・修習生で、袴田事件に対する世代を超えた関心の高さが窺われました。

二 袴田事件

袴田事件は、一九六六年、静岡市の味噌製造会社の専務宅で、一家四名が殺害された強盗殺人・

放火事件の犯人とされ死刑判決を受けた袴田巖さんが、無実であることを訴えて再審、無罪判決を求めた事件です。

一九八〇年に死刑判決が確定してから二〇二四年に再審無罪判決が確定するまで、四〇年以上もの長きに渡って袴田さんは死刑囚としての恐怖と苦しみを強いられました。

三 非人道的な取り調べによる自白調書

袴田さんの自白調書は、真夏の猛暑のなか朝から深夜まで連日取り調べられた末に作られたものでした。先日の静岡地裁の無罪判決では「警察官との連携により肉体的・精神的な苦痛を与えて供述を強制する非人道的な取り調べ」と強く非難されています。このような取り調べになったのは、捜査機関が早々に犯人を袴田さんだと断定し、そ

れに盲目的に固執したためです。

第一番は、明らかに任意性が否定される状況で作成された四五通の自白調書のうち四四通を証拠排除したものの、有罪判決を下すために一通の検面調書だけ証拠として採用しました。

四 不自然すぎる証拠「五点の衣類」

袴田さんが有罪とされた決定的な証拠は、味噌樽から発見された五点の衣類でした。しかし、味噌に一年二カ月以上も漬かっていたとされているにもかかわらず、シャツは白く、血液は鮮血色で、非常に不自然でした。後の弁護団の実験で、一年二カ月も味噌につけられていれば、衣類は焦げ茶色に変色し、血液は黒色に変色することが明らかになっています。さらに、ズボンに至っては、袴田さんには小さすぎて、着衣実験では腿の辺りま

でしか上がってきませんでした。捜査機関によるねつ造証拠であることが強く疑われ、最大の争点となりました。

五 再審無罪判決までの道のり

袴田さんの第一次再審請求は認められなかったものの、二〇二四年、静岡地裁は第二次再審請求を認め、死刑及び拘留の執行の停止を命じ、袴田さんは四七年ぶりに釈放されました。検察官が即時抗告しましたが、紆余曲折の末、二〇二三年に東京高裁はこれを棄却しました。

二〇二四年九月二六日、静岡地裁は、五点の衣類と唯一の自白調書はいずれも捜査機関によるねつ造と判断し、無罪判決を言い渡しました。そして、一〇月九日に検察官が上訴権を放棄したことにより、ついに再審無罪判決が確定しました。

六 再審制度について

戸館先生は再審制度についても詳しくご教示くださいました。再審制度の基本理念は「無辜の救済」です。かつては、一度確定した有罪判決を覆せば裁判所の権威ひいては社会秩序を保てないから、再審は極めて限定的な場合にしか認められないという考え方が根強かったそうです。しかし、誤った有罪判決に権威など認める必要はありません。現行法上、再審制度は、誤った裁判によって

濡れ衣を着せられた人を救済する制度であると理解されるに至っています。

裁判による事実認定は、どこまで慎重さを徹底したとしても「仮説」にすぎません。したがって、たとえ判決が確定した後でも、もし新しい証拠によって無罪の可能性が出てきたら、常に再審の道が開かれ、反証の機会が与えられなければなりません。

七 死刑制度と法律家の職責

袴田さんは、獄中からの手紙で死刑の恐怖についてこう語っています。「私はデッチ上げにより死刑囚として特殊な環境におかれ、初めて死刑の残酷の何たるかを熟知した。(死刑)確定囚は口をそろえて言う、死刑はとても恐いと。だが、実は死刑そのものが恐いのではなく、恐いと恐怖する心がたまたまなく恐いのだ」。

死刑制度がある限り無実の人が国家によって殺される危険が常につきまといまいます。死刑制度は、誤判救済の途を不可逆的に閉ざしてしまう制度である以上、無辜の不処罰という再審制度の基本理念と根本的に相容れない刑罰です。

戸館先生はさいごに、「無実の人が誤って起訴され有罪とされることの不幸の大きさ、その驚き、怒り、哀しさ……苦悩を汲み取り、……その人々を援助し、誤判をただすよう努力しなければ

ならない。それは国民にとっての人間的な義務であり、……裁判官、検察官、弁護士にとっての職業的な責務である」という小田中聡樹先生の言葉を引用され、冤罪や再審法、死刑制度をどう考えるかは法曹三者と一般市民が真摯に取り組まねばならない問題だとおっしゃっていました。

八 感想

多くの困難や不当な判決が続いても再審無罪判決を決して諦めなかった袴田事件弁護団の先生方の闘いに、深い感銘を受けました。また、参加者からは「再審や死刑制度について学び考える機会がなかったので勉強になった」という声も多く寄せられました。

さいごに、戸館先生から受験生に対して「とにかく試験受かってください！今は志とかはいったん置いておいて、試験受かることに注力した方がいい」と厳しく温かいエールをいただきましたので、司法試験合格に向けて勉強に励みたいと思います！



「第一八回人権研究交流集会in東京」への参加・ご協力のお礼と今後に向けた決意

第一八回人権研究交流集会・実行委員長 原 和良

1 一八回人権研究交流集会が開催されました。集会に参加されたみなさま、集会の成功のためにご尽力・ご協力いただいたみなさまに心からお礼申し上げます。

人権研究交流集会は、高度経済成長を背景に深刻化した公害事件をきっかけに、一九六九年から取り組まれてきた全国公害研究会の趣旨を継承・発展させ、その成果を引き継ぎ、時代時代の埋もれていた新しい人権問題を取り上げ、一九七八年から三〜四年ごとに開催してきた集会です。

2 今回の人権研究交流集会は、国内外の激動の情勢の中で開催され、また対応を迫られる喫緊の人権課題を取り上げた分科会が開催され、まさに新しい時代を切りひらくための法律家と市民の集会となったものと確信しています。

一日目の分科会は、①PFAS問題分科会、②

入管法問題分科会、③岡口基一氏に対する弾劾裁判分科会、④子ども分科会、⑤原発・エネルギーと地球分科会、⑥「結婚の自由をすべての人に」訴訟分科会、⑦ユニオン分科会、⑧民主主義分科会、⑨裁判必勝法分科会、⑩保育と子どもの権利分科会、と青法協ならではの多様な人権課題を取り上げ、各分野での更なる権利闘争の発展のための有意義な研究と交流が繰り広げられました。

二日目の全体会では、本集会のテーマである「平和への権利」市民が求める平和、市民が創りだす平和を取り上げ、①玉城デニー沖縄県知事のゲストスピーチ、②上野格前議長のコーディネートのもと、笹本潤弁護士、杉浦ひとみ弁護士、猿田佐世弁護士、報告とパネルディスカッションが行われました。そして、集会では「平和への権利」東京宣言が採択され、平和を創りだす実践の新たな第一歩が踏み出されたことは、この集会

の大きな成果です。

3 ウクライナやパレスチナのガザ地区では今も継続しています。この集会のテーマであった「平和への権利」は、現在の世界と日本を取り巻く情勢の中で危機に瀕しており、その実現が渴望されています。

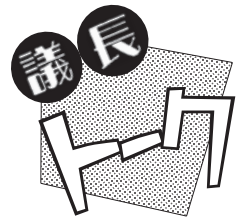
一九五四年の青年法律家協会の設立趣意書では、次のように結成の趣旨を説明しています。

「平和」それは、つねに人類の渴望してやまないものであります。……「民主主義」これこそ平和をまもるとりであります。民主的諸制度の否定されるところに自由もなければ人権もなく、自由と人権のないところに戦争の暗いかげがさしこむことをわたくしたちは身を以て体験しました。

残念なことに、設立から七〇年を迎えた私たちは、七〇年前の先輩法律家の危惧を払拭できておらず、青年法律家である私たちはこの設立の趣意の実現のために努力すべき責務を負っています。

この集会在、新たな青年法律家たちの飛躍の契機となったことを確認し、お礼と連帯のご挨拶とします。

私たちは、この集会の成功を力に平和・民主主義、基本的人権獲得・擁護のたたかいに一層取り組んでいくことを決意いたします。



「一年に一度は」

あけましておめでとうございます。本年も青法協と機関紙「青年法律家」をよろしくお願ひします。

さて、年始早々、妙な問いかけで恐縮ですが、会員の皆様は、日頃の疲れやストレスを、どのように癒やしていく手法をお持ちでしょうか。会員の皆様は、日々青法協の精神を実現するべく日夜尽力されていることでしょうか。そんなみなさんの担当する事案は困難な事件も多いはず。苦勞が多く、さぞかしストレスフルなことでしょう。ですから、モチベーションを保つための、癒やしというか、気分転換となる出来事が必要かと思うのです。

私の場合、一つには、法律家団体の全国会議等に出向くことだったりしますね。青法協の場合、年四回、総会と常任委員会という全国ミーティングがあります。そこで普段あまり触れる機会のない事件や全国の活動報

告に接して刺激を受ける、地方の景勝地を見て回って温泉や地元グルメに舌鼓をうつ。良いですね。青法協の今度の全国ミーティングは三月二四日、一五日の山梨県石和温泉です。ぜひご参加を！

私の場合、今ひとつ、モチベーションの向上になるので、楽しみにしていることがあります。しかもこれは必ず実現できるとは限らないことですし、いつまでこれが続けることができるか、その意味で緊張感あることでもあります。それは、「一年に一度は、争議の解決集会に呼ばれること」、です。

私は、労働事件、それも労働組合がらみの事件を一定数担当しています。そうした事件では、争議が終結した際、勝利の成果や未達成の課題を共有し、そこまでの到達を得た関係者の健闘をたたえ合う、記念の集会を持つことがあります。そうした集会は、多くの場合酒食付きです(笑)。そして、弁護団は大抵褒めていただきます(笑)。

こういう集会では皆さん笑顔ですし、褒めてもらって嬉しいですし、酒食も楽しみです。が、何よりの楽しみは、「権利と民主主義の維持・発展は、たたかってこそ得られるもので、そのたたかいを一緒にして、自分一人

では得られなかった成果を多数の力で得たこと、そして自分もそのうちの一人にはなれたことを喜ぶ」、ということですよ。この仕事をやっていて良かったーと心から思える瞬間。だから、明日からまた困難な仕事に立ち向かおうと思えます。

一年に二回くらい、こういう機会があると、腐らずにやっていけるなということを経験して、私はいつしか、「一年に一度は争議解決集会に呼ばれる」を弁護士活動の目標にするようになりました。

もちろん、争議はいつ終わるかわからないし、終わったとしても成果を得られるとは限らない。自分でもコントロールできないこの目標は、なかなかスリリングな目標です。もちろんその目標が達成できなかった年もありましたが、幸いなことにこれまでは達成できた年のほうが多く、二〇二四年はある労組の雇止め争議でのたたかいと、福島第一原発事故に関わるいわき市民訴訟の集い、一年に二回、目標達成となる機会に参加することができました。

今年もこの勢いで頑張りたいです。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

(青法協弁護士合同部会議長 笹山尚人)

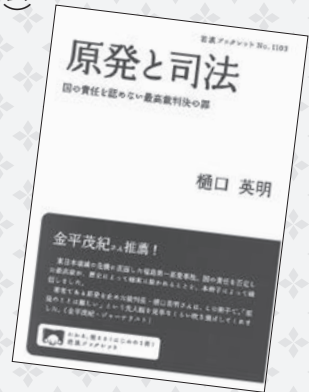
多くの方に読んでいただきたい岩波ブックレット
樋口英明 著

新刊・旧刊

『原発と司法』

— 国の責任を認めない最高裁判決の罪

千葉 宮腰 直子
(ノーモア原発公害市民連絡会)



配と民主主義を守れるかどうかの分かれ道にある、といっても過言ではありません。

このブックレットを全国の人々にまずは一万部お届けたいと考えています。青法協会員の皆様には、このブックレットを教材に樋口さんの講演会を企画していただけないでしょうか。どうぞ協力ください。

今

年(二〇二五年)一月七日、岩波ブックレット「原発と司法」(税込六九三円)が発売されました。

ぜひ多くの方に手に取って読みいただき、原発の危険性と司法の危機について考えていただきたく、ご紹介します。

著

者の樋口英明さんは、原発を止めた裁判官です。福井地裁の裁判長として、大飯原発三・四号機の運転差止めを命じる判決や、高浜原発三・四号機の再稼働差止めの仮処分決定を出しました。

樋口さんは、原発問題は決して難しくありません。難しいという先入観によって難しいと思いがちです。この本を読めばそれがわかります。また、樋口さんは、原発事故の国の責任を否定した二〇二二・六・一七最高裁判決の誤

りを指摘し、司法の本質が歪められ、法の支配が侵されていることに警笛を鳴らしています。

法律や原発に詳しくないという方でも読めば納得されること請け合いです。法律家が読んでもきつと新たな気づきがあると思います。

樋口さんは、定年退官後、原発の危険性を市民に分かりやすく伝えるため、執筆活動や全国で講演活動を続けてこられました。六・一七最高裁判決を是正するための活動等に取り組む「ノーモア原発公害市民連絡会」(<https://www.gendatsu-kogai.net/>)の特別顧問にも就任されています。

呼ばれれば全国どこへでも駆けつけて原発と司法について講演をしてくださるそうです。

六

・一七最高裁判決の本質は、司法の最高府が行政と一体となって法の支配と民主主義を侵していることにあります。私たちは、法の支

ださいますようお願いいたします。

樋口さんの講演会を希望される方は、小野寺協同法律事務所(電話〇三三三八一八一六一五、FAX〇三三三八一八一六一五四、t-onodera@mue.higlobe.ne.jp)にお問い合わせください。三〇部以上まとめて購入される場合も小野寺協同法律事務所にて冊数・氏名・送付先・電話・メールを記載してお申込みください(FAX奨励、送料無料、三〇冊未満は書店・ネットで購入ください)。ノーモア

原発公害市民連絡会が講師派遣費用を援助できる場合がありますのでお問い合わせください。

二〇二五年一月七日発行
著者：樋口英明
発行：岩波書店
定価：六九三円
A5 七二頁

二〇二四年度第四回拡大常任委員会(春の全国ミーティング・山梨)のご案内

青法協弁学合同部会は、後記の要領で第四回拡大常任委員会(春の全国ミーティング・山梨)を行います。常任委員以外の方も奮ってご参加下さい。

記

□日 時 二〇二四年三月一日(金) 一三時～一四日(土) 一二時(予定)

□場 所 山梨県

□特別講演 「福井女子中学生殺人事件と再審法改正の現状と課題」

講師：吉川健司会員

□地元企画 「福祉分野での労働事件」

報告：雨松拓真会員、加藤英輔弁護士、労働組合の方

□若手弁護士実務講座 「労働事件の初歩」 報告：雨松拓真会員、加藤英輔弁護士

□オプショナルツアー 「ワイナリー巡り」

※詳細は別途送付の常任委員会のご案内をご参照頂くか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。



今後の日程

【常任委員会(全国ミーティング)】

*第4回(春)

3月14日(金)

～15日(土) 山梨

【第56回定時総会】

6月28日(土)

～29日(日) 神奈川

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

2月14日(金)10時半～

【広報委員会】

2月27日(木)18時～

編集後記

▼歳を重ねると一年が「のぞみ級」のスピードで過ぎて行く。加えて夏が終わり秋が始まったかと思つと郵便局から早くも年賀状予約の連絡が来る。

こうして四季折々の味わいの間もなく気づわしい毎日の連続で今年も暮れてゆく。▼ウェブ会議でめつたに足を運ばなくなった裁判所に行つてみて地下鉄霞ヶ関駅で見かけた広告を撮つたものが先々月号の表紙写真。いやゝ時代は変わったものですね。弁護士に転職を呼び掛けるなんて言葉を失う。▼司法試験合格者の大増員後、若い弁護士はこうした求人会社の格好の対象。かつて相手方の若い弁護士からもらった名刺の裏に所属法律事務所全国の支店名や営業スローガンが書かれていた。新人弁護士は今や「社員」なのである。▼一日下を向いての学習のためか蓄膿症を患い、治療薬ミナトシキを差しつつも志を遂げず故郷に帰つたかつての多くの受験生の思いはいかに。私だつたら今、これを書いていなかつたらう。

(宮本 智)